地名散歩

第131回　通り、筋、大路、小路、街道…通りあれこれ

一般財団法人日本地図センター客員研究員　　今尾　恵介

東京のJR水道橋駅のすぐ近くに土地家屋調査士会館がある。その東側に面した通りが「錦華通り」だ。ずいぶん昔の話になるが、私は大学生の頃に小さな出版社でアルバイトしていた。近くの古めかしい倉庫からマンションの1室にある会社まで、本を積んだ台車でこの通りをよく往来したものである。そんな名前が付いていたとは最近まで知らなかったが、錦華という名は通りの南端にあった錦華小学校（現お茶の水小学校＝令和5年現在工事中）や隣の錦華公園にちなむようだ。夏目漱石がここに通ったという石碑も建っている。

地名には都道府県名から小字に至る居住地名、富士山や利根川などの自然地名が知られているが、駅名や橋の名前などの施設名も場合によっては加えられる。そうであれば、通り名を「地名」に含めても問題ないだろう。その名付け方については前述の錦華通りのような施設名に由来するもの、甲斐の国（甲州）に向かうから甲州街道、水戸へ通じるので水戸街道のように、目的地の広域名称や都市名などを採用したものなどさまざまであるが、今回は「通り」にあたる部分に注目してみよう。

東京では「通り」が圧倒的に多くを占めるのだが、全国を見渡せば伝統的な呼び名のバラエティがある。例えば大阪の御堂筋や堺筋などに見られる伝統的な「筋」。原則として南北の通り名で、この2つは地下鉄の線名（御堂筋線、堺筋線）にもなった。御堂筋は西本願寺津村別院（北御堂）と東本願寺難波別院（南御堂）の双方に面していることにちなむ江戸時代からの呼び名である。大阪市の南北の主軸として現在のような6車線道路（24間＝約44m幅）に大拡張されたのは大正末から昭和にかけて

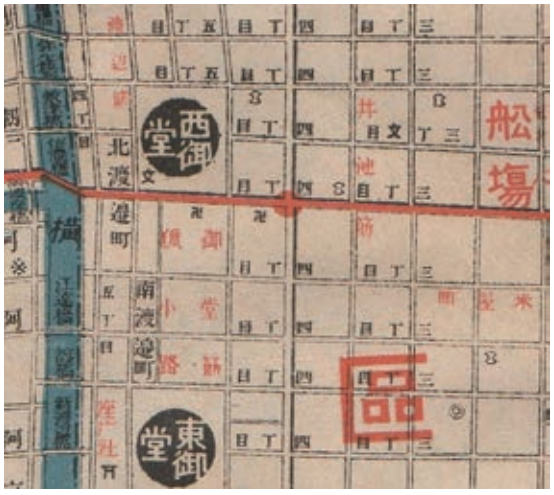

大阪市・船場に見られる筋（南北の通り）。西本願寺の西（北）御堂と東本願寺の東（南）御堂に由来する御堂筋がまだ細道だった頃。「大阪市街全図」和楽路屋 大正2年発行

戦前の仙台市に見られる通り名＝町名。小路や丁（ちょう・武家町）、町（まち・町人町）など、市電の停留場などにも採用されていた。「仙台市街全図」盛文館 昭和15年発行

で、大阪初の地下鉄もこの下に建設された。大阪の東西の通りは「通」で、東京が送り仮名付きの「通り」であるのに対して、大阪では付けない。

広い幅の大通りは、その名も「大通」を名乗るものもある。最も有名な大通りといえば札幌の中心部を東西に貫く大通だろうか。広い幅の歩道つき３車線道路が２本並行し、これに挟まれた緑地帯を含めた幅は105m、長さは約1.7kmに及ぶ。明治以来の公園で、この通りを起点として東西の通りは北へ行くに従って北１条通、北２条通、南へは南１条通、南２条通という具合に命名されている（算用数字を用いることが多い）。南北の通りは創成川を起点に東西に分けられており、西１丁目通、西２丁目通…。南北と東西の通り名を組み合わせて「北２条西７丁目」のような住所になるが、そのエリアが住居表示法を墨守して街区（ブロック）単位となっているため、たとえば上記の住所は北２条通と北３条通、西７丁目通と西８丁目通に囲まれたエリアなので、北３条通と西８丁目通に面した部分の住所はズレが生じて慣れないと戸惑う。

大通りといえば、太平洋戦争中にアメリカの空襲で焦土と化した名古屋の中心部に２本の巨大な通りが出現した。テレビ塔のある南北の通りが久屋大通で、札幌の大通と同様に２つの通りに挟まれた緑地帯は久屋大通公園である。平均幅員は112mと札幌より少し広い。これと松坂屋（矢場町）の南側で直交するのが東西の若宮大通。こちらも中央が公園だが、今では名古屋高速道路２号東山線の高架に覆われている。

同じ若宮でも鎌倉の目抜き通りは若宮大路で、歴史ははるかに古い。鶴岡八幡宮から由比ヶ浜までまっすぐ続く道で、内裏から南へまっすぐ続く京都の朱雀大路になぞらえて、源頼朝の時代に造営された。全長は1.8kmで、JR鎌倉駅に近い二ノ鳥居から北側は壇葛と呼ばれる１段高い歩道が神社まで続いている。

平安京ではかつて三条大路、七条大路のように呼ばれていたが、現在の京都では東西、南北ともに幅員にかかわらず「通」でほぼ統一されている。京都のJR西大路駅（南区）に見られるように大路も「現役」とはいえ、京都市電の外郭環状線が走っていた通りは西大路通、北大路通、東大路通といずれも「通」の字が付いている。

大路より小路の方が多い。仙台市は戦後の住居表示の実施で多くの町名が失われたが、生き残った町の中に小路の付くものがあり、市営地下鉄東西線連坊駅の東西には連坊小路。寺院の多い地区で、かつて陸奥国分寺が隆盛であった頃に24もの塔頭が連なっていたことに由来するという（異説もあり）。仙台駅の北東側のすぐ近くには元寺小路があるが、江戸初期に寺が移転したためにこの名が付いた。今ではJR東北本線の東側のみが残っている。いずれも通り名に由来する町名であるが、通り名と町名が一致する例は全国に多い。

新潟市の旧市街には、自動車が通れない細道を含めて名前の付いた小路がびっしりと並んでいる。町名ではないが、銅屋（鋳物師）の屋敷があったことに由来する銅屋小路、信濃川に面して舟を納める蔵が並んでいたことから舟蔵小路、法音寺に通じる法音寺小路、加賀屋三九郎の屋敷があったことによる加賀屋小路などなど、さまざまな歴史的由来に基づく小路があり、最近は市民と行政が協力してこれらの小路の由来を記した看板や地図を設置するなど、昔を今に伝える良い仕事を地道に行っている。ついでながら、地域によっては「しょうじ」と読む例もあるが、いずれにせよ失われた通り名が多いのは残念だ。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』（筑摩書房）、『地図の遊び方』（けやき出版）、『番地の謎』（光文社）、『地名の社会学』（角川選書）など多数。2017年に『地図マニア　空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 793
2023 February

地名散歩　今尾　恵介

03 事務所運営に必要な知識
—時代にあった資格者であるために—
第87回　改正個人情報保護法と土地家屋調査士業務
日本土地家屋調査士会連合会　総務部次長　高倉　健

06 航空法改正とドローン・土地家屋調査士業務の関わり
兵庫県土地家屋調査士会　藤井　十章

08 日本登記法学会 第７回研究大会

12 土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム～鹿児島会～

15 続続 ‼ 愛しき我が会、我が地元　Vol.108
和歌山会／秋田会

18 連合会長　岡田潤一郎の水道橋通信

20 会務日誌

21 日調連
主な発信文書

22 ADR民間紛争解決手続代理関係業務
法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

25 ∞　全国土地家屋調査士政治連盟　∞
新たに明記された使命と地方自治

26 令和４年度 中国四国ブロック協議会合同研修会

29 土地家屋調査士名簿の登録関係

30 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテMap

31 調査士カルテMap通信
「調査士カルテMapに関する統計データ」

32 国民年金基金

34 ちょうさし俳壇

35 SDGsで未来を照らす
社会課題の解決に向けたSDGs取組

36 ネットワーク50
東京会

38 編集だより

表紙写真
「孤高の一等三角点」

第37回写真コンクール
金賞（自由部門）
藤本　紘一●山梨会

初めて立山に入ったのが平成６年、あれ以来立山に魅せられ四季折々に十数回登山と撮影に入った。立山三山の雄山には一等三角点2991.6ｍがあり標柱と明示版が設置されていた。

事務所運営に必要な知識
―時代にあった資格者であるために―

第87回　改正個人情報保護法と土地家屋調査士業務

日本土地家屋調査士会連合会　総務部次長　　高倉　健

インターネットサイトを閲覧していると、急にポップアップ画面が出てきてCookie（ウェブページの利用履歴や入力した内容などをブラウザーに保存する仕組み）の取り扱いに関する同意を求められる機会が増えました。これは令和4年4月1日に改正個人情報保護法が全面施行されたことに伴うもので、単体では特定の個人を識別することができないCookieのような個人関連情報でも、他のデータと紐付けすることにより、その識別ができる場合は個人情報として取り扱われ、個人情報保護法の規制の対象になったことに起因しています。

目まぐるしく行き交うデータには少なからず個人情報が含まれており、そのデータの流通増大に伴い、我々の個人情報は侵害されるリスクと常に隣合わせです。そのような状況下で、個人情報保護法の改正は、個人情報の保護意識の高まりや、情報を扱う事業者の責務の明確化を望む社会の要請に応えたものとなっています。

法改正の内容

法によれば、「個人情報」とは生存する個人に関する情報で当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとされており、加えて以前は適用除外とされていた6か月以内に消去することになる個人データも、今回の改正で法の範疇に含まれることとなったため、その適用範囲は広範に及ぶものと考えられます。

個人情報の不適正な利用の禁止（法19条）、適正な取得（法20条）、不要個人データの消去（法22条）等、今回の改正内容は多岐に及びますが、その改正内容の中でも特に土地家屋調査士が留意しなければならないのは個人情報の第三者提供に関する部分ではないかと思います。

平成26年に通信教育の大手企業が大量の個人情報を漏えいさせ、大きな社会問題となったのは記憶に新しいところですが、その事件を発端にして、個人情報に対してもトレーサビリティーの確保が強く求められるようになり、今回の改正でも多くの紙幅を割いています。

第三者に個人データを提供した場合にはその提供の記録を、反対に、第三者から個人データの提供を受けた場合には、提供元の当該個人データを取得した経緯等を確認し、受領の記録を作成しなければならないとされています。また、その記録は本人による情報開示請求の対象となっているため、作成義務の誠実な履行が求められています。意図せずとも自己が保有する個人データを第三者に漏えいさせてしまった場合には、本人への報告は勿論のこと、一定の要件の下、内閣府の外局である個人情報保護員会への報告義務も課されており、個人情報が第三者に悪用されることへの社会全体における嫌悪感が法に反映されていると感じます。

個人情報保護法（第三者提供に係る記録の作成等）

第29条　個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

個人情報保護法と土地家屋調査士業務

土地家屋調査士の業務の性質上、身の回りには個人情報が溢れ、ともすればその重要さは日常業務に埋没しているように思います。とはいえ、土地家屋調査士が連合会会則により遵守する義務を負う土地家屋調査士職務規程には秘密保持の義務が規定されており、当然、守秘義務を全うしなければならず、その範囲や方法は今回の個人情報保護法の改正も踏まえたものでなければなりません。

○　登記情報の取得と利用について

土地家屋調査士が毎日のように取得している登記情報の内容については、公開されている情報ではあるものの、個人情報であるとされており、その取り扱いに注意が必要です。旧来から個人情報取扱事業者が個人情報を取得した際には、その取得の目的や取得した事実を本人に通知しなければならず、また、利用目的はできる限り特定しなければならないと規定されていましたが、同時に取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるときは適用されないと法第21条第4項第4号に規定されており、業務の目的の範囲内で利用する限り、法に抵触しないようです。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関するQ＆A

Q2－4　登記簿等を閲覧して個人情報を取得する場合も利用目的の特定が必要ですか。

A2－4　登記簿等により公開されているものでも個人情報であることに変わりはなく、それを取得する場合には利用目的の特定が必要です。

個人情報保護法ガイドライン（通則編）

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、法第21条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要。

事例1）商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報を取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実に行うためという利用目的であるような場合

ただ、それでも事前に本人の同意がない場合、個人データの第三者提供は原則できず、個人データ化した登記情報の第三者への交付は厳に慎まなければなりません。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン に関するQ＆A

Q7－4　ある大学から当社に対して、当社に勤務する当該大学の卒業生の名簿（氏名・卒業年度・所属部署）の提出を求められました。これは第三者提供に該当しますか。従業者数が多いので同意の取りようがないのですが、具体的に何をすればよいですか。

A7－4　第三者提供に該当しますので、本人の同意が必要になります。例えば、該当する従業者に対しメール等でその旨を通知し、同意を得られた従業者のみを名簿にして提出するなどの方法が考えられます。

ガイドラインには個人データの漏えいに該当する事例として、以下のようなものも記載されており、適法に第三者提供をしたと思っていても、知らぬ間に、漏えい等の当事者になっていることも考えられます。

【個人データの漏えいに該当する事例】

事例1）個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例2）個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合

○　筆界確認書の取り扱いについて

令和2年の土地家屋調査士法の改正により、土地家屋調査士が筆界を明らかにする業務の専門家であると明記されましたが、その業務の核である筆界確認の場において取り交される筆界確認書には、個人の住所氏名等の記載や当事者の署名があるため、やはりその取り扱いには細心の注意が必要です。

筆界確認の作業の過程で、個人情報を取得することになる訳ですが、事前にホームページや書面等で公表している場合や、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除いて、本人に利用目的を通知しなければなりません。法改正により適法だけではなく適正な取得を求められるようになり、「偽りその他不正の手段」を用いた取得とされないためにも、丁寧な説明が必要になるでしょう。また、第三者への筆界確認情報の提供が前提である場合には、第三者の範囲を説明した上で、提供することの同意を得なければなりません。同意を得るという意味合いについては個人情報保護法ガイドラインに以下の記載があり、併せて注意が必要です。

【本人の同意とは】

本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。また、「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人の同意を得ている事例】

事例1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例2) 本人からの同意する旨の書面(電磁的記録を含む。)の受領

事例3) 本人からの同意する旨のメールの受信

事例4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例5) 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

第三者に個人データを提供した場合、法改正によりその提供記録の作成が義務となったことは先述致しました。筆界確認書の原本や写しを第三者に交付することもやはり、個人データを本人以外の第三者に提供することになり得るため、その場合、提供記録の作成は欠かせません。本人の同意を得ることなく第三者に提供しなければならない場合には、個人情報にマスキングを施すなど、個人を識別できないような手立てを講じる工夫が必要です。

(※参考　個人データ提供時の記録作成例)

	提供年月日	提供した第三者の氏名	提供した個人データの項目	本人を特定するに足りる事項	同意の有無
1	令和4年12月24日	○○株式会社 代表取締役 ◇◇△△	氏　名 住　所 生年月日	氏　名 (高倉健)	同意有

【個人データに該当する事例】　個人情報保護法ガイドライン(通則編)

事例1) 個人情報データベース等から外部記録媒体に保存された個人情報

事例2) 個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

【個人情報データベース等とは】　個人情報保護法ガイドライン(通則編)

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

これまで見てきたように、土地家屋調査士の日常業務の中には、個人情報保護法の遵守のためにクリアしなければいけない障壁が多数あります。境界立会いの場においては、筆界そのものに関しての丁寧な説明のみならず、個人情報の取り扱いに関する説明という二重の足枷を負うことになります。今後も3年ごとの見直しが決まっており、必要に応じて法改正がされることになっていますので、個人情報を多く取り扱う土地家屋調査士としては常にアンテナを張っておく必要があるでしょう。

今回の個人情報保護法の改正のように、国民の権利意識の高揚に伴い、新たな権利や義務が生じることになり、その度に日常業務の調整を強いられますが、法令遵守を誠実に希求することで、隣接法律専門職たる土地家屋調査士の地位向上や制度の発展につながると信じています。拙い説明ではありましたが、本稿が皆様の業務の一助になれば幸いです。

参考書籍等

・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)
　平成28年11月(令和3年10月一部改正)個人情報保護委員会

・個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ＆A
　令和4年5月26日　個人情報保護委員会

・改訂版　やさしくわかる！すぐできる！企業の個人情報対策と規程・書式
　日本法令　齋藤義浩　鈴木雅人　共著

航空法改正とドローン・土地家屋調査士業務の関わり

兵庫県土地家屋調査士会　藤井　十章

ドローン測量が世の中で一般化し始めたのは8年から9年前になります。当時は航空法がドローンの飛行に対応している法律ではありませんでしたが、その後改正が行われてきました。今回は、2022年6月の航空法改正を受けた今後の流れと、ドローン測量がどのような場面で利活用されているのかということ中心に述べていきたいと思います。

まずは航空法で規制されている内容のうち2022年6月に改正された部分についてです。大きく変わる内容としては「改正航空法は100g未満の重量であるドローンには適応されない」ということになりました。「未満」ですので100gちょうどのドローンには同法が適応されます。なお、100gには空虚機体重量にバッテリーを含めたものとなり、プロペラガード等の装備は含まれません。また、同法の適応を受けるドローンに関しては、機体登録が義務となり、登録には手数料[1]がかかります。

ドローンの飛行には従来から以下の制限がありました。

- 空港周辺で規制された高さ以上での飛行
- 国の重要施設周辺の飛行
- 飲酒時の飛行
- 人家からの距離確保の飛行
- 緊急用務空域の飛行
- 外国公館周辺の飛行
- 危険な飛行
- 催し会場での飛行
- 150m以上の上空（地表面から）の飛行
- 防衛関係施設周辺の飛行
- 夜間の飛行
- 危険物の輸送
- DID地区内の飛行
- 原子力事業所周辺の飛行
- 目視外の飛行
- 落下物の投下

制限された場所でも許可があれば、一定の条件下で飛行することができます。詳しくはガイドライン[2]を参照してください。

また、建物の点検や、モデリングにより高層建築物に近づいて撮影することを予定されている場合は、制限高度を超える場合であっても建築物から30m以上離れることがなければ、飛行・撮影・スキャニングすることが可能となりました。なお、建築物の3Dモデリングを目的とする場合で、30mでは近すぎる場合は改めて許可申請をすることになります。

今般の改正により許可申請手続による飛行許可と別に、リスクの低い方から「カテゴリーⅠ」「カテゴリーⅡB」「カテゴリーⅡA」「カテゴリーⅢ」と飛行エリアが分類され、飛行に関する資格・ルール制度[3]が開始されました。

例えば最大離陸重量25kg未満の「目視外、補助者なし、立入管理あり」（レベル3）は「カテゴリーⅡB」に分類され、二等無人航空機操縦士の資格があれば飛行許可申請が不要になるといった具合です。一等

無人航空機操縦士はレベル4「カテゴリーⅢ」での飛行が可能となりますが、いずれにせよそれぞれのレベルに応じた機体認証を受けたドローンで、かつ免許(技能証明)を所持した上で、運航ルールを守った場合に限り飛行可能となります。

一等無人航空機操縦士を取得する技能証明試験範囲には1　無人航空機に関する規則、2　無人航空機のシステム、3　無人航空機の操縦者及び運航体制、4　運航上のリスク管理の試験が実施されます。二等無人航空機操縦士を取得する技能証明試験範囲は、一等無人航空機操縦士の区分の各科目のうち、「無人航空機の飛行性能」及び「飛行性能の基本的な計算」並びに「カテゴリーⅢにおけるリスク評価」の科目を除いたものとなります。出題範囲については、無人航空機の飛行の安全に関する教則[4]を参照してください。

資格制度及び操縦士資格免許が取得できる学校などは段階を追って発表されますが、2022年12月4日を皮切りに、制度の運用が開始される予定(原稿執筆時点)となっています。これら操縦士資格免許(技能証明)に関しては、自身のドローン使用頻度、顧客先への安心度向上などを加味して免許取得の必要性について考慮するといいでしょう。ドローン業界としては、ある程度免許を取得したいと考える生徒がいなければ、資格取得学校そのものが維持できないなども考えられます。操縦士資格制度は、設計上、自動車運転免許制度でいうところの二種免許に当たる運用で設計されています。市場がどのように判断するのかは、制度がスタートしてから明らかになるでしょう。

土地家屋調査士業務において、都市部で飛行させることや、東京都などでよく見られる外国公館周辺で飛行させる可能性がある地域では依然として運用の敷居が高く、別途許可申請で対応するなどの運用になろうかと思います。ドローンを飛行させることが業務上必須となることは少ないと思われますので、無理をしてまで飛行させる人は少ないでしょう。

1　無人航空機の登録制度
https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html

2　安全に飛行のためのガイドライン
https://www.mlit.go.jp/common/001303818.pdf

3　レベル4飛行実現に向けた新たな法制度整備
https://www.mlit.go.jp/koku/content/001478580.pdf

4　無人航空機の飛行の安全に関する教則
https://www.mlit.go.jp/common/001510311.pdf

日本登記法学会 第７回研究大会

日　　時　令和４年11月26日(土)午前10時00分から午後５時30分まで
開催形式　①会場：司法書士会館　地下１階　日司連ホール
　　②オンライン会議システム「Zoom」を利用したオンライン会議形式
共　　催　日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会、日本登記法学会
後　　援　法務省

プログラム

午前テーマ　「担保法制の見直しと登記」
研究報告①　青木　則幸氏(早稲田大学法学学術院教授)
研究報告②　本橋　寛樹氏(司法書士)
コメンテーター　白石　大氏(早稲田大学法学学術院教授)

午後テーマ　「区分建物と登記」
研究報告①　藤巻　梓氏(国士舘大学法学部教授)
研究報告②　吉田　健氏(司法書士)
研究報告③　楾立　二作氏(土地家屋調査士)
コーディネーター　秋山　靖浩氏(早稲田大学法学学術院教授)

はじめに

第７回の研究大会では、日本登記法学会として初めて会場型とオンライン配信を併用した、いわゆるハイブリッド形式で大会が行われた。

今回のテーマは大きく二つに分かれ、「担保法制の見直しと登記」、「区分建物と登記」とされ、それぞれ、研究者たる教授からの報告、実務家たる司法書士及び土地家屋調査士から報告が行われたので、下記に報告する。

午前の部挨拶

大会開始に当たって、本大会を後援している法務省民事局民事第二課長の藤田氏からご挨拶をいただいた。

登記制度の所管課長としての挨拶では、日頃から、研究、実務及び研鑽のそれぞれの分野で登記制度の充実・発展のために多大なるご尽力をいただいていることにこの場を借りてお礼を申し上げたい。本日の議論に先立って、登記制度を巡る状況について二つ申し上げる。一つ目は、デジタル化が急速な進展していることから、我々の立ち位置や方向性について考えていきたい。例えば、不動産登記では、近時、オンライン手続が急速に普及しており、より使い勝手の良いものにするかが問われている。オンラインの進展とともに、地図等のオープンデータ化の動きも進んでいる。情報の利活用は、国民の利便性のために望ましいが、他方で、登記制度、公開制度に係ることから、デジタル化の中で、あるべき姿を探求する必要がある。二つ目は、不動産登記、商業登記いずれも、新制度・新しい動きが始まっている。そういった中で、登記業務及び登記制度の在り方について、もう一度立ち返って見直すべき箇所があるのではないかと考えている。一例としては、不動産登記の関係では、平成29年に、法定相続情報証明制度が全国の法務局で運用が始まり、登記官が、法定相続人の一覧図を付けて作成・証明することで、相続手続は円滑及び迅速化している。直近では年間で、140万通近い利用があり、広く使われており、法務局のサービスが、社会の基盤を支えている。他方で、法定相続情報証明制度で使われている一覧図については、それを用いた相続登記が促進されているかというと、相続登記の全体の申請件数のうち、一覧図が用いられているものは僅か5パーセントである。残りの95パーセントについては、従前どおり戸籍の束が登記の申請に用いられている現状である。この辺りが、見直す余地がないのか考える必要があ

る。近々の大きな課題である相続登記の申請義務化が、令和6年4月に始まるが、その関係の相談先窓口が、法務省のアンケートでは、インターネット情報や、自治体の窓口が上位に上がっている。これはやはり、専門家による国民へのサポートという観点から改善する余地があるのではないか。法務局、司法書士及び土地家屋調査士が、国民にどう寄り添えるかが大きな課題であると思われる。さらに近時の社会状況では、コロナ禍において、施設に入所しておられるような方、外部の方と自由に面会できない方について、登記手続をどう行うかという実務的な課題もある。さらには、ドローンの利活用も含めた新しい新技術をどう活用するか、現在国会で審議されているマネーロンダリング対策・テロ対策ということで、商業登記の分野でどのような対応ができるのか、しっかりした役割が求められている状況にある。このように社会の動きと、その中での登記業務の在り方ということで、非常に大きく動きのある状況の中で、さらに緊張感を持った業務遂行が求められている重要な時期だと認識している。

本日の学会のテーマである担保法制の見直しでは、資金調達の多様化ということで、各分野から注目されており、昨年2月の諮問を受けて、法制審議会が進行中である。もう一つの区分所有の見直しについても、非常に多くの関心を寄せられているテーマである。今年の9月に法制審議会に諮問が出され、見直しが進んでいるところである。実務的・専門的な議論は大変有り難く思い、我々としても、皆様のご検討、さらには法制審議会の議論を含め、より良い制度として維持発展していけるように努力してまいりたい。

最後に、皆様と、様々な形で意見交換させていただき、この分野全体の活性化につなげていただき、また、学会の盛会と、皆様のご健勝を祈念して、冒頭の挨拶とさせていただく。

午前テーマ　「担保法制の見直しと登記」

研究報告①　「動産債権担保法制の見直しにおける担保ファイリング案と登記優先ルールの意義」

報告者　青木則幸氏（早稲田大学法学学術院教授）

青木報告（敬称略、以下も同様とする。）では、日本における登記制度の比較対象として、アメリカの動産担保法制の発展過程において、公示が果たしている機能を整理し、そこから得られた示唆に基づいて、今時の担保法改正論議で、検討の俎上に載せられた担保ファイリング案（担保権の競合における優劣の基準として、ファイリング登記の先後を優劣基準とする案）と、登記優先ルールの評価及び分析が行われた。アメリカのファイリング制度は、グローバルスタンダードとしての地位を確立しつつあり、我が国での担保法制の設計に当たっても、常に参照されてきた。

アメリカ法において、動産担保法における対抗要件と優先要件、動産物権変動の対抗関係の規律と史的展開等が報告された。

報告後の総括では、法制審議会から近々公表予定の中間試案では、担保ファイリング案ではなく、登記優先ルールに基づく提案がされる予定であるとの報告があった。

研究報告②　「動産譲渡担保の公示に関する考察～動産譲渡登記と占有改定の比較を中心に～」

報告者　本橋寛樹氏（司法書士）

本橋報告では、司法書士としての経験に基づき、動産譲渡登記と占有改定（民法183条）の比較分析を行うとともに、登記制度の改善の方向性を示した。対抗要件、公示、設定者の範囲、対抗要件設定時、抹消時及び調査等のコスト、対抗要件の存続期間がそれぞれ報告された。

検討としては、個人では動産譲渡登記の利用ができないことから、設定者の範囲拡大、登記申請の方法及び種類の追加、登記の存続期間、関連担保の名寄せによる公示等の検討が報告された。

総括では、占有改定による対抗要件具備が調査コストを生じさせる、という報告は大変に示唆に富むものであったとの報告があった。

午後の部挨拶

午後の部冒頭の挨拶では、日本土地家屋調査士会連合会の岡田会長からご挨拶をいただいた。

本大会を共催している司法書士の制度が、本年8月3日に、150周年を迎えたこと、誠におめでと

うございます。多くの先輩方から築いてこられた信頼を基に、今後も国民の権利擁護に役立っていくことと思います。土地家屋調査士制度は、制定72年である。全国で約1万6千人、そして440法人が、主に地域に密着する形で業務をしている。土地家屋調査士は、不動産に関する表示の登記を通じて、登記というカテゴリーに関与している。権利の客体となる不動産の物理的状況を正確に登記情報に反映している。それら表示登記には、それぞれに権利の登記が控えていることを理解し、業務を行っている。近時、社会問題化している所有者不明土地・建物問題に関し、当会は日本司法書士会連合会と連動をして警鐘を鳴らしてきた。問題解決について、私ども土地家屋調査士は、日常業務の中で依頼者のみならず、隣接地の所有権者等にお会いし、お話を伺いながら業務を行う機会が多々あることから、今後も土地家屋調査士業務を通じて問題解決に寄与できる機会も多いと考える。本日午後からは、当会から楾立氏による区分所有に関するテーマを取り上げていただいた。つい先日も、老朽化したマンションにおいて、その専有部分の所有者が不明である、という報道もあり、今日まで区分建物の表題登記を土地家屋調査士が申請業務を担ってきた責任から、我が国が抱えている区分所有等の社会問題に、正面から取り組んでいきたい。

午後テーマ　「区分建物と登記」

研究報告①　「建物区分所有法の改正と登記」

報告者　藤巻梓氏（国士舘大学法学部教授）

藤巻報告では、テーマを「建物区分所有法の改正と登記」として報告があった。検討の視点として下記3点が挙げられた。

(1) 区分所有建物の管理の円滑化・適正化を図る方策
(2) 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策
(3) 被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

(1)では、集会決議の円滑化を図る仕組み、財産管理制度、多数決要件の緩和、所有者の責務及び管理事務の合理化について報告があり、所在等不明の区分所有者の議決権の在り方、集会出席者の多数決による議決、定員数を設けるか否か、区分所有建物に特化した財産管理制度の創設等の検討事項が示された。

(2)では、建替えを円滑にするための仕組み、区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組み、団地内建物の建替え等を円滑にする仕組み等が示された。特に、建替えに係る多数決割合の検討、多数決による売却・リノベーション等の方策が示された。

(3)では、建替え・建物敷地売却決議等の要件の緩和及び大規模一部滅失時の決議可能期間の延長等が報告された。

本改正の方向性としては、多数決要件の緩和、区分所有法における「管理者」と「管理人」の権限の整理及び団地関係については、特に解消方法の模索が検討事項として挙げられた。

研究報告②　「所有者不明等マンションへの対応と課題」

報告者　吉田健氏（司法書士）

吉田報告では、テーマを「所有者不明等マンションへの対応と課題」として報告があった。令和4年9月12日開催された法制審議会第196回会議の諮問の説明を基に、区分所有法の解説があった。司法書士業務としての登記業務とマンションの説明では、敷地権の筆数によって登録免許税が変わることの説明がされた。

区分所有法改正に向けた検討としては、区分所有法制に関する研究会最終報告書では、築40年を超えるマンションは、114万戸を超えており、区分所有者の相続を契機とした所有者不明問題や非居住化が進行している。近時、大規模災害の可能性の高まりを指摘されていることから、建替え等の円滑化に向けた区分所有法の改正は必要だといえる。所有者不明マンションの対応については、所有者保護の観点を見失うことなく、その対策を進める必要があるとした。

研究報告③　「マンション建替え等の円滑化法による登記、登記事例についての考察」

報告者　楾立二作氏（土地家屋調査士）

楾立報告では、テーマを「マンション建替え等の円滑化法による登記、登記事例についての考察」として報告があった。

「マンション建替え円滑化法」（以下「円滑化法」という。）による「敷地売却制度」を利用したマンションの建替え事例

が報告された。敷地売却制度は、老朽化した耐震性不足のマンションを売却しやすくする目的があり、民法上ではマンションの売却には所有者全員の合意が必要とするものの、本制度の利用により、自治体が耐震不足と認定したマンションについては、特例として所有者の「5分の4」の合意で売却ができる要件が緩和される。不動産会社のアドバイスを受け、マンションと敷地を一括して不動産会社に売却するために敷地売却制度を活用し、耐震性不足と認定された物件の場合、新たに建てるマンションは、容積率の緩和が認められることから、延面積を増やし、より大きな物件に建替えが可能となる。このことにより、より高層の物件となり、元の所有者は分配金を受け取ることができ、跡地のマンションへの入居も可能であり、そのままの建替えより費用の負担を抑えることができる。一方、都市部のマンションでは、容積率が緩和されても、充分な戸数確保が望めないケースもある。国土交通省によると、築40年以上の物件は、114万戸以上あり、10年後には249万戸となる見込みである。

マンション建替え事業と登記手続の報告では、建替え事業の工程として、建替決議、建替組合の設立認可、権利変換計画認可及び権利変換期日及び工事完了報告までの工程が示された。建替え参加者は、建替え不参加者に対して売渡請求を行えることとなる。このことにより、不参加者を建替えから離脱させることができ、以後の建替えを円滑に進めることができる。

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第82条第1項の規定による登記」申請では、司法書士及び土地家屋調査士が共同で代理人となり登記が申請される。その他申請すべき登記としては、区分建物滅失登記、施行マンションの権利変換手続開始の登記、権利変換手続開始登記抹消登記、権利変換登記前の住所変更登記、権利変換の登記等が必要となる。円滑化法においては、法人である「マンション建替え組合」が組合員（区分所有者）の区分所有権を一括で管理し、登記手続を行うことが可能である。

マンションの建替え事業は、耐震性の確保のみならず、不動産市場の活性化にも寄与することとなる。司法書士及び土地家屋調査士は専門家として、様々な登記申請を通じて、国民のニーズに応える必要があるといえる。

閉会の挨拶

閉会の挨拶として、日本司法書士会連合会の小澤会長からご挨拶をいただいた。

本日の議論を踏まえて、いずれのテーマにおいても検討を深め、それぞれの法制審議会部会、そして参画をしている当会役員から、司法書士としての意見を述べ、より良い立法がされるように尽力していきたいと考えている。学会員の皆様も、今後の議論の推移について注視していただきたい。

おわりに

午前のテーマ「担保法制の見直しと登記」では動産譲渡登記に係る報告が多く、我々土地家屋調査士が直接関与する機会はないものの、不動産登記以外の登記である商業登記、法人登記、成年後見登記及び債権譲渡登記等、様々ある登記の形態及び将来像を学ぶことは、不動産登記の在り方を相対的に考えることができる良い機会となった。特に、対抗要件及び公示の在り方については、不動産登記の将来像においても今後議論を有する必要性を感じた。

午後のテーマ「区分建物と登記」では、特に、マンションの建替えについて集中的に報告され、区分所有法等の現状の問題と課題の報告を受けた。特に、槇立氏の報告では、マンションの建替え時、土地家屋調査士が関わるべき業務内容が把握できる説明があり、参考となった。

区分所有法の見直しに係る諮問は、我々業務とも関わることから、法務大臣から発せられた「区分所有法制の見直しに関する諮問第124号」が法務省ホームページに公開されているので、下記にリンク先を記す。

https://www.moj.go.jp/content/001380435.pdf

日本登記法学会は、研究者と司法書士・土地家屋調査士の実務家を結集し、登記法の調査・研究の成果を共有することによって、登記制度の利用を促進し、行政への提言を通じて健全な発展に資することを目的としている。本大会は、研究者及び実務家の双方から、同一テーマの報告を聞くことができる貴重な機会であることから、今後も積極的に参加したい。

広報員　石瀬　正毅（東京会）

土地家屋調査士制度
制定70周年記念シンポジウム
～鹿児島会～

開催日時　令和4年9月30日(金)　13時から17時
場　　所　SHIROYAMA　HOTEL　Kagoshima(城山ホテル鹿児島)「エメラルドホール」

鹿児島県土地家屋調査士会主催の土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム「所有者不明土地・防災の今後とその解消に向けて」に参加させていただきました。

所有者不明土地問題と防災についての理解を深く掘り下げ、今後に活かすため、立法の立場から、国土交通省と法務省という制度の両翼となる省庁、制度運用をする法務局、実務を担当する土地家屋調査士という構成で、一つの目的に向かって取り組む4時間のシンポジウムでした。

ハイブリッド型シンポジウム

今回のシンポジウムは会場参加と動画配信を同時に行うハイブリッド型で開催されました。この動画配信を鹿児島会の一会員が担ったことは特筆すべきことかと思われます。読者の中には、研修会の企画に携わられる方もおられることでしょう。コロナ渦での研修会では動画配信も検討、実施されている会も増えてきています。しかし、動画配信を業者に依頼する費用が負担にもなっているのではないでしょうか。機材に掛ける費用も考えねばなりません。今回のシンポジウムは、会員一人で動画配信を行い、機材も特段に費用は掛けていませんが、相当な時間を掛け試行錯誤の末に辿りつけた動画配信技術とのことです。本来であれば門外不出の技術でしょうが、鹿児島県土地家屋調査士会から技術提供もできるとのお話をいただきました。研修会をハイブリッド形式で行いたい方がおられましたら是非鹿児島県土地家屋調査士会にアドバイスを求めてみてはいかがでしょうか。

「シンポジウム開会挨拶」

ここからシンポジウムの内容を抜粋して報告させていただきます。まず鹿児島県土地家屋調査士会の宮脇会長から開会の言葉として、表題部所有者不明土地の全国平均は1.6％に対して鹿児島は7％と突出して多いとのことから、当会が表題部所有者不明土地対策のトップリーダーとして取り組むことになる。年々土地家屋調査士業務に求められる業務内容は多様化してきている。一例として土地境界管理、保全の求めに対応して登記混乱防災委員会を立ち上げ、地籍・防災問題に取り組んでいることの報告。時代に対応した土地家屋調査士会になるとの力強い誓いの挨拶がありました。

日本土地家屋調査士会連合会の岡田会長からは、昭和25年に制

日本土地家屋調査士会連合会岡田会長

定され表示に関する専門資格者として、70年以上にわたり国のお役に立ってきた。さらに近年では境界紛争の解決も期待される筆界を明らかにする業務の専門家としての使命を受けている我々は、所有者不明土地問題・予防について国民の皆様に正しくお伝えしていく使命がある。今回のシンポジウムはその一環であるとの挨拶からシンポジウムの幕が開きました。

「現代社会における土地法制の課題と対策」

国土交通副大臣 参議院議員
豊田　俊郎氏

豊田国交副大臣は国会議員の中でただ一人の土地家屋調査士でもあります。

政治家と土地家屋調査士の視点を持たれる豊田先生からは、国会議員としての使命は国民の命を守ることである。その手段としての国土強靭化には法整備が重要である。所有者不明土地問題の解決は重要な課題である。所有者不明土地問題の一要因として少子化がある。50年前2.14人であった出生率は、現在1.30まで減少している。少子化によって、財産を引き継ぎ、管理する者がいなくなっており、所有者不明土地問題の面積は九州の面積に匹敵するほどまでに広がっている。一刻も早い解決をし、国土を次の世代に引き継いでいく。地域と土地家屋調査士の発展を祈念するとして結びとされました。

豊田国土交通副大臣

「所有者不明土地問題に対する政府の取組と行政上の対策について」

国土交通省 不動産・建設経済局
土地政策課長　髙山　泰氏

所有者不明土地法(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)には四つの大きな柱があります。1.土地所有者不明土地を円滑に利用するための仕組み。2.所有者の探索を合理化する仕組み。3.これらの土地を適切に管理する仕組み。4.対策の推進体制の強化。という枠組みから詳細な法制度までの説明がされました。令和2年の土地基本法改正では「利用の円滑化」だけではなく、「管理の適正化」が位置づけられています。市町村長は地域の専門家(土地家屋調査士・司法書士等)や学識経験者等を構成員として、所有者不明土地等の利活用に取り組む特定非営利活動法人や一般社団法人等を指定することができるようになりました。法人に公的信用力が付与され、より貢献できる地域づくりの新たな担い手として市町村の補完的な役割が期待されています。実例として山形県「特定非営利活動法人つるおかランドバンク」の実績報告がありました。「法は不明所有者を見付けることが目的ではなく手段です。土地にまつわる仕事をしているとこれらへの対策は避けて通れないと思います。地域を豊かにするために所有者不明土地の解決手段として、所有者不明土地法制度を備えておいていただきたい」との思いを伝えらえました。

「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」

法務省 大臣官房参事官
大谷　太氏

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しという、法整備の立場から国庫帰属法、相続登記の義務化、住所変更登記の義務化、不動産登記の公示機能を高めるための改正等についての説明がありました。相続登記がされないこと等により所有者不明土地が発生している背景には相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることは少ないことが一要因である。発生予防として、不動産登記制度の見直し、相続土地国庫帰属制度の創設、土地利用の円滑化として、民法の見直し等がされています。相続登記申請の義務化・所有不動産記録証明制度・死亡情報についての符号の表示・住所変更登記申請の義務化・越境した竹木の枝の切り取りなど近年登記制度に関係する法整備は大きな変革期であります。その中でも、所有者不明土地・建物管理制度は土地家屋調査士に直接関係のある制度です。「所有者不明土地対策に力を貸していただきたい」と、時間内に納まりきれない程の情報量と熱い気持ちが溢れてくる講演でした。

パネルディスカッション

「所有者不明土地・防災」

パネルディスカッション

パネルディスカッションは日本土地家屋調査士会連合会の鈴木泰介副会長の司会でテンポよく、法整備者である国、法運用の法務局、実務者の土地家屋調査士としての複数の視点から所有者不明土地についての議論が交わされました。九州ブロック協議会の船津会長からは、「相続土地国庫帰属法では筆界確定は要件ではないとはいえ、国庫帰属する土地の境界が不明な状況は新たなトラブルを生む原因となる。問題を予防するよう貢献したい」と、国交副大臣にアピールする場面もありました。豊田国交副大臣からは「狭あい道路の専門家はまだこの世にない、土地家屋調査士が初の専門家となる期待も寄せられました。問題・課題は尽きず、正しい知識だけでは解決できない。正しい情報も必要である。正しい知識と正しい情報があってこそ問題が解決できる。土地家屋調査士の果たす役割は大きい」と期待を込めてシンポジウムは閉会となりました。

新型コロナウィルスの蔓延防止のため2年延長しての開催でしたが、シンポジウムとその後の懇親会には、多くの議員や関連士業の方々が出席されていました。このことから、鹿児島県土地家屋調査士会がコロナ禍の中でも人と人をつなぐ活動を続けていた結果だと感じました。

70周年を締めるにふさわしい、シンポジウムを開催された鹿児島県土地家屋調査士会の皆様お疲れ様でした。

広報員　松村　充晃（熊本会）

続続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol. 108

和歌山会 『命をつなぐ献血のススメ』

和歌山県土地家屋調査士会　広報部長　　角　光弘

和歌山県土地家屋調査士会は、平成22年度から土地家屋調査士の広報活動及び社会貢献活動の一環として献血活動を行っています。

まずは、献血の重要性について少しお話します。血液は人工的に作ることはできません。現在iPS細胞から血液を造る研究は進められているようですが、まだまだ研究や臨床試験が必要とのことです。そのため現段階では、健康な皆様からの「献血」で血液を分けてもらうしか方法はないのです。

また、血液は長期保存ができないこと皆さん知っていましたか？私は、てっきり数年前までは、冷凍保存等により長期保存できるものと思っていました。

採血後「赤血球」は21日間、「血小板」は4日間しか保存することができないため、定期的に献血によって在庫を蓄えておかなければならず、絶えず多くの方の献血が欠かせません。しかし、献血に協力している方は年々減少しているとのことで、特に10代・20代で減少しており10年前と比べても約38％減少しているようです。

赤十字血液センターのホームページでは、各地域の【献血状況】としてリアルタイムで血液の在庫を確認することができます。また、各地域で行われている献血の日程などを確認することもできます。

このように血液の在庫の状況を誰もが確認することができます。もし、不足している血液がご自身の血液型と一致しているのであれば、是非とも献血に協力していただければと思います。

また、単に献血するという目的だけではなく、希望者には、検査成績をWeb上や郵送で通知することができ、これによって簡単な健康診断もできます。

さて、前置きが少し長くなりましたが、和歌山県土地家屋調査士会は、各支部を順に年に2か所で献血活動を実施しています。

活動の際は、各支部単位で行動してもらいます。現地には、土地家屋調査士会の幟を立て、単に献血活動をするだけではなく、献血にご協力していただいた皆様に粗品と共にオリジナルクリアファイルや日本土地家屋調査士会連合会で作成した「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」等の広報グッズを手渡し、土地家屋調査士とはこういう資格ですとしっかりとアピールもしています。また、この献血活動の様子を地元の放送局であるテレビ和歌山のニュースに取り上げてもらったりもしています。

このような活動を10年以上継続していたこともあり令和2年には、和歌山県赤十字血液センターから感謝状を頂くこともできました。

これを機会に和歌山県土地家屋調査士会は、献血

の輪を一人でも多くの皆様に伝えられればいいなと考えています。

どうですか。少しでも献血に興味を持っていただけましたでしょうか？

あなたの血液で大切な命を救うことができるかもしれません。

秋田会 『秋田藩士は新田を開発してサラリーを増やした』

秋田県土地家屋調査士会　　齋藤　文夫

◎侍にして事業家な人々が開いた豊かな大地

地元は、あきたこまち、サキホコレに代表される米の産地だが、秋田はかつて産出量の多さで名をとどろかせた院内銀山、阿仁銅山を抱える鉱業大国である。鉱山と米の結び付きはこんなところにも表れている。

宇都宮出身の梅津政景は、佐竹義宣に従って常陸国から来秋し久保田藩の惣山奉行を勤めた重臣だ。その政景が元和2年(1616)能代市二ツ井地域の岩堰用水の開鑿を私費で施工し米代川中流域に新田を開く許可を藩庁に申請した。元和6年までに竣工したと考えられ、寛永8年(1631)までに本来の知行1,000石にその2倍2,000石を自力で加増し、3,000石の大身となった。

政景の場合は、院内銀山黎明期の奉行を勤め大規模な坑道、疏水坑掘進の総指揮をした経験から、200間の疏水坑をくり抜く岩堰用水の開鑿にも近傍の藤琴鉛山の鉱山技師、切大工が活用されたと考えられている。

近世初頭の秋田では、私財を投じて新田開発することが奨励され、浪人が応分の石高で仕官し、上下の侍も開発に精を出して知行を増やした。梅津家はその典型である。注進開きと称されるこの制度で久保田藩は近世初期猛烈な勢いで荒廃地を新田に変えたが、藩士が特定の知行地を持つ地方知行制(その侍を地頭と呼ぶ)が定着した要因でもあった。

藩士でありながら一種の荘園領主なのか定めの付かないこの制度が特異な事件の原因になったことがある。

天保4年から始まる未曾有の大飢饉がこの地を襲い都市住民にも食料の途絶という決定的な災厄が訪れた。困窮した城下の地頭が農家に押しかけ「食物があるなら我々に食べさせろ。糧が尽きるときは一緒に死のう」と強談する始末だったと現湯沢市に在住した肝煎高橋正作が自著に書き残している。知行地といっても実態は藩庁が代官を派遣し村役が物成を収取して納める慣例だったから名ばかりの所領と耕作者にすがる姿に人々のどれほど困窮したかを思い知らされるエピソードである。

◎秋田蘭画に影響を与えた平賀源内のその後

鉱山にからんだ話題をもう一つ。

久保田藩は安永2年(1773)、鉱山技師として名高い平賀源内と吉田理兵衛を招いて阿仁銅山の精錬立

て直しに成功した。自身の事業は失敗に終わった源内だが選鉱技師やたたら職人を遠方から集め中津川金山などで採鉱を試みた鉱山事業家でもあった。

この二人の見立ては優れていて、精錬した銅の中に銀が含有したままなのを見抜き銀を絞り出す精錬法を開発して伝授した。秋田産の銅がなぜか上方で珍重される原因を突き止めたヒットだった。

源内の秋田行には有名な話が付随している。阿仁銅山に向かう途次、角館城下の藩士小田野直武の画才を見出して洋画法を伝授したという。多彩な陰影表現を駆使し我が国で初めて西洋画の一派を形成した秋田蘭画の嚆矢とされる話題だが、後に直武とともに派の重鎮となった八代藩主佐竹義敦(曙山)が源内を秋田に招いた本人なのだから招聘の目的は事業改善と画業研鑽の二つあったことになる。

幕末の秋田は支藩や陸中(当時は盛岡藩領)を含めると米穀生産100万石の総高を誇り、優良鉱山と林産物に恵まれたせいで芸能文化も華やかである。刃傷事件を起こした源内は獄中で病死し、江戸で源内と親交のあった直武は事件の翌年謹慎処分を解かれた翌日に変死、パトロンにして秀逸な画家曙山も5年後に死去し毒殺の噂を残している。中心人物二人が30才代で息絶えた秋田派は歴史の表舞台から消えた。

連合会長
岡田潤一郎の水道橋通信

12月16日
～1月15日

JR水道橋駅東口から徒歩１分の場所に三崎稲荷神社が佇んでいる。御祭神は、「うかのみたまの大神（五穀豊穣の神）」「すさのおの大神（拓殖武勇の神）」「おおいちひめの大神（商業金融の神）」「おおものぬしの大神（商売繁盛の神）」と御由緒に記されている。江戸時代には、参勤交代の際に「清めの稲荷」としての霊験が著しかったため「旅行の神様」として崇敬されたそうだ。正月明けに上京した際、初詣も兼ねて、お参りしてみた。連合会長としてのお願い事は、「土地家屋調査士制度の発展・向上」一択である。

12月

16日　第４回監査会

今回の監査会では、久保・野城・吉田各監事から主に会計に関する監査を受け、俯瞰的な視点からの意見をいただいた。

19日　一般社団法人全国測量設計業協会連合会との意見交換会

全国測量設計業協会連合会とは、昨年６月の岩松会長就任の際にご挨拶させていただき、その後、協議会の開催を何度か企画したが、コロナ渦の状況もあって、この日まで延期が続いたところである。両連合会の近況報告と懸案事項について、胸襟を開いた環境で実施することができ、意義深い意見交換会であった。

20日　齋藤健法務大臣への表敬訪問

この度、法務大臣に就任された齋藤健議員を柳澤・鈴木泰介・野中各副会長とともに表敬訪問。大臣の地元である千葉会からも秋山会長をはじめ多くの役員に同席いただき、法務大臣室において土地家屋調査士制度と国民生活の橋渡しへの協力をお願いさせていただいた。

1月

5日　第12回正副会長会議

新年最初の正副会長会議を開催し、年末から年始にかけての会長、副会長の各々の活動に関して意識共有するとともに、午後からの常任理事会に向けた確認事項を中心に協議を行う。

5、6日　第６回常任理事会

年明け早々ではあるが、常任理事会を集合形式で開催。各部から事業への取組について報告を受け、私からは、令和５年度事業方針大綱案を示し、次年度事業を見据えた意見交換を軸に会議を行った。

6日　日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会新年挨拶交換会

例年、日弁連の賀詞交換を皮切りに各団体の新年挨拶交換会が始まるのだが、本年も野中副会長とともに会場である帝国ホテルに向かう。

6日　年始挨拶回り

柳澤・鈴木泰介・野中各副会長と北村総務部長とともに新年の挨拶回りに伺う。関係官公署として法務省、国土交通省、東京法務局。関係団体として、日本弁護士連合会、日弁連法務研究財団。そして日頃より土地家屋調査士制度を応援いただいている国会議員の方々を訪問させていただいた。

10日　日本更生保護協会　新年賀詞交歓会

再犯防止という社会問題に対し、息の長い支援活動を実施されている日本更生保護協会の新年賀詞交歓会に出席。現職の法務大臣、法務副大臣、法務政務官も出席されており、新年のご挨拶をさせていただいた。

11日　全日本不動産協会・不動産保証協会・全国不動産協会・全日本不動産協会東京都本部・不動産保証協会東京都本部・全国不動産協会東京都本部新年賀詞交歓会

ホテルニューオータニにおいて、三年ぶりに開催された全日本不動産協会の賀詞交歓会に出席。多くの国会議員の皆さんも参集され、久しぶりにたくさんの方々にご挨拶させていただいた。

12日　日本公認会計士協会　賀詞交歓会

帝国ホテルで開催された、日本公認会計士協会の賀詞交歓会に出席。どの団体も新型コロナ感染症対策

に工夫を凝らして実施されているのが伺える。来場されている多くの皆さんとも笑顔でご挨拶をさせていただいた。

12日　日本税理士会連合会　令和5年新年賀詞交歓会

続いて、日本税理士会連合会の賀詞交歓会に向かう。こちらも独自の感染対策を施されての開催である。日税連の神津会長とは面識もあり、親しく歓談させていただいた。

13日　衆議院議員しなたけし「第91回勉強会」

立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟で、お世話になっている階猛（しな・たけし）議員の勉強会に出席。朝7時30分からの開催であったが、会場が水道橋近くの千代田区大手町ということもあり、冬の朝の凛とした空気を吸いながら徒歩で向かう。階議員からは「新しい金融政策」、ゲストの野田佳彦元総理から「内外情勢」についての報告を拝聴した。

会務日誌　12月16日～1月15日

12月

20日

第5回特別研修運営委員会
＜協議事項＞
1　第18回土地家屋調査士特別研修について
2　第19回土地家屋調査士特別研修について
3　令和5年度特別研修運営委員会事業計画(案)及び同予算(案)について

研究所　第6回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　令和4年度今後の研究の進め方及び最終報告の取りまとめ等について

21日

研究所　第5回研究テーマ「先端技術及びビジネスモデル等に関する研究」会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　令和4年度今後の研究の進め方及び最終報告の取りまとめ等について

第3回オンライン登記推進室会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱いについての申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム(不動産登記)のプログラム変更に係る対応について
2　土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い(調査士報告方式)に関する注意喚起について
3　オンライン登記申請に係るeラーニングコンテンツの作成について
4　連件申請の一括納付機能についての周知資料について

21、22日

第7回財務部会
＜協議事項＞
1　予算執行の適正管理について
2　特別会計の在り方の検討について
3　土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
4　令和5年度予算(案)について
5　顧問公認会計士・税理士との契約について
6　福利厚生及び共済事業の充実

22日

第8回広報部会(電子会議)
＜協議事項＞
1　SNSの更なる活用について
2　動画コンテンツの制作について
3　広報イベントへの参画
4　全国一斉不動産表示登記無料相談会の次年度以降の開催について
5　「おしごと年鑑」への掲載継続について
6　全国広報担当者向けセミナーについて
7　「潤喫茶」のテーマについて
8　会報の編集及び発行に関する事項について

1月

5日

第12回正副会長会議
＜協議事項＞
1　令和4年度第7回常任理事会の対応について

5、6日

第7回常任理事会
＜協議事項＞
1　登録事務の遅滞に係る今後の方針等について
2　令和4年度の各種委員会委員等への報償費の支出について
3　渉外費支出の取扱いについて
4　特別会計の在り方について
5　研修管理システムの導入について
6　令和5年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
7　令和4年度第2回全国会長会議及び令和5年新年賀詞交歓会の運営等について

11日

研究所　第7回研究テーマ「不動産取引」会議(電子会議)
＜協議事項＞
1　令和4年度今後の研究の進め方及び最終報告の取りまとめ等について

13日

第5回地図対策室会議
＜協議事項＞
1　法務省不動産登記法第14条地図の検査要領及び納品物について
2　法務省不動産登記法第14条地図作成に関する要領の統一について

日調連

主な発信文書

12月16日～1月15日

日調連は土地家屋調査士会を経由して会員の皆様に、各種文書を情報として日々ご案内しています。本会報を初め土地家屋調査士会には主として電子メールで配信をしており、その情報は所属会からの発信やウェブサイトで入手されているかと存じます。

本月号からこれら発信文書の中で会員皆様におかれまして、有意義な情報の見出しをピックアップして再度ご案内します。

なお、入手につきましては直接所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

12月

16日　業務マニュアルの作成について（通知）

16日　業務マニュアル等に関する説明会（電子会議）の開催について（通知）

20日　隣地使用権に関する手引きについて（お知らせ）

20日　財産管理制度における土地家屋調査士の専門職能の活用方について（お知らせとお願い）

22日　財産管理人養成講座の受講状況について（お知らせ）

22日　第18回土地家屋調査士特別研修の受講者募集及び貴会会員への周知について（お願い）

23日　相続登記申請手続のご案内について（お知らせ）

26日　土地家屋調査士特別研修受講促進チラシ（電子データ版）の送付について

26日　一部の申請等の処理状況の遷移に時間を要する事象の発生について（お知らせ）

26日　令和5年度予算政府案における地図整備関係予算について（お知らせ）

28日　相続登記の申請義務化を始めとする相続・不動産に関する新制度の周知・広報への対応について（お知らせ）

28日　相続土地国庫帰属制度における専門家の活用等について（お知らせ）

28日　登録免許税の電子納付に係る一括納付の取扱いについて（連絡）

28日　日本土地家屋調査士会連合会諸規則等の一部改正について（通知）

28日　新型コロナウイルス感染症に係る業種別ガイドラインの見直しのためのポイント（第4版）について（参考送付）

1月

6日　住所変更登記・氏名変更登記の申請手続のご案内について（お知らせ）

11日　戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の適正な取扱い及び管理について

11日　消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の支援措置等に関するリーフレットについて（依頼）

12日　専門事業者賠償責任保険及び施設賠償責任保険について（お願い）

境界紛争ゼロ宣言

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

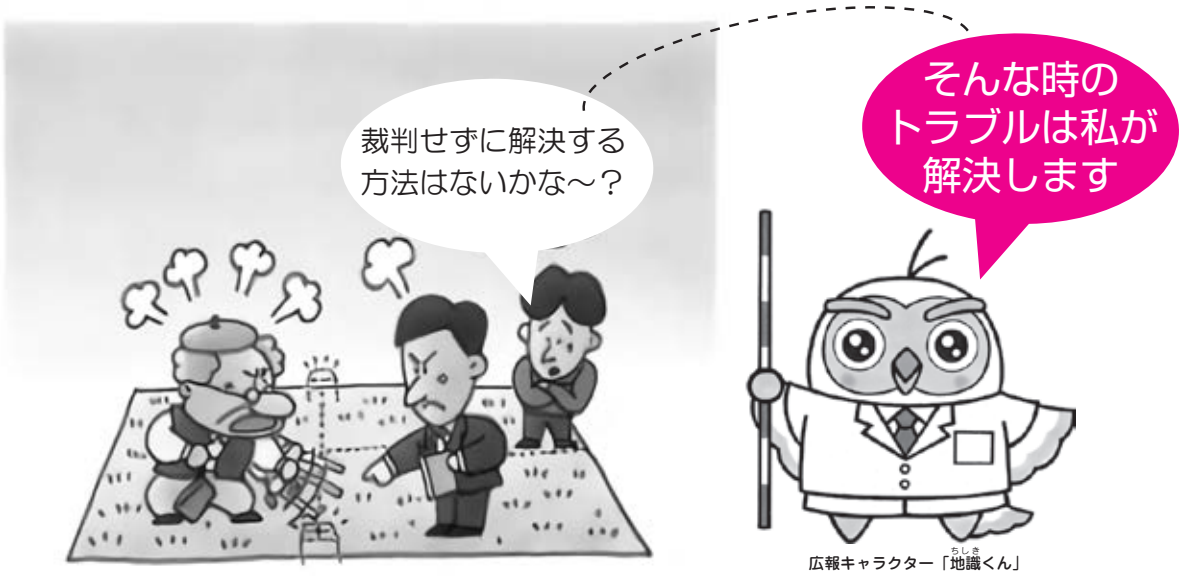

広報キャラクター「地識（ちしき）くん」

時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するＡＤＲ認定土地家屋調査士を目指そう！

研修 → **考査** → **認定**

45時間の集中研修で
ＡＤＲ代理人として
必要な知識を習得します。

研修で培った能力を
検定します。

基準を満たした場合
ＡＤＲ代理関係業務を
行うのに必要な能力を
有すると認定されます。

特別研修とは？

目　　的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第３条第２項第２号による法務大臣の認定を受けて、同条第１項第７号及び第８号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第４条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受　講　料

新規受講の受講料は、会員は８万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（２～４万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第９条第１号から第３号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

１　基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（映像教材を視聴）

第18回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲　　法	（２時間）	ADR代理と専門家責任	（２時間）
民　　法	（３時間）	ＡＤＲの意義と機能	（４時間）
民事訴訟法	（４時間）	筆界確定訴訟の実務	（２時間）

２　グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

３　集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

４　総合講義（ ３時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

５　考　　査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第18回特別研修の日程

１　基礎研修：令和５年７月14日(金)から16日(日)

２　グループ研修：令和５年７月17日(月)から８月17日(木)

３　集合研修：令和５年８月18日(金)、19日(土)

４　総合講義：令和５年８月20日(日)

５　考　　査：令和５年９月 ２ 日(土)

特別研修の受講体験者の声

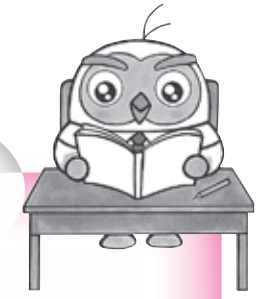

特別研修を受講しよう

栃木会　清水理会員（第１７回特別研修受講・令和４年度）

私は平成29年に土地家屋調査士試験に合格し、翌年の平成30年に土地家屋調査士の登録を行い開業いたしました。開業後間もなくして特別研修の受講受付があったのですが、仕事の都合上受講することができず、翌年には受講しようと思いながら４年が過ぎてしまいました。なかなか重い腰を上げられずにいましたが、所属する土地家屋調査士会の先輩からの後押しもあり、やっと受講することになりました。

私が所属する土地家屋調査士会からの受講者は２名であったため、隣県の土地家屋調査士会にお世話になり受講することになりました。特別研修は、「基礎研修」から始まり「グループ研修」、「集合研修・総合講義」、「考査」と順に進んでいきますが、特に印象に残っているのは、グループ研修でした。この研修はコロナ禍であったことと、私の事務所から隣県までの移動時間が２時間以上掛かってしまうことから、オンラインでの研修となりました。研修はまず各自で課題に取り組み申立書と答弁書を作成し、それを持ち寄りお互いの意見を交わしながら一つの申立書と答弁書にまとめていきました。初めて作成する申立書と答弁書に戸惑いながら、基礎研修での講義資料やその他いろいろな資料を調べ作成しましたが、正直的外れなことを書いてはいないだろうかと不安でいっぱいでした。しかしメンバーと意見を交わすことで、様々な考えがあることに気付き、自分一人で取り組むよりも深く理解することができました。この研修を通じ一つの問題に対し解決手段は一つではなく、その問題を多角的に捉え、多くの情報を取り出し、そしてそれを取捨選択していく能力を養うことが認定土地家屋調査士として必要であると感じました。

この執筆中はまだ考査の結果が出ていませんので、合格しているか不安の中での執筆作業をしておりますが、結果はどうあれ、この特別研修で得られた経験と知識を業務に活かし、専門家として精進してまいりたいと思っております。

特別研修を受講して得たもの

沖縄会　佐久田俊充会員（第１７回特別研修受講・令和４年度）

私は令和元年度に土地家屋調査士試験に合格し、令和４年度に登録しました。開業後間もない時期だったので講義や討論に付いていけるか不安もありましたが、今回沖縄で開催されるということで、この機会を逃すといつになるか分からないということもあり、受講することにしました。

基礎研修は憲法、民法、民事訴訟法について行われ、土地家屋調査士の業務と関連した箇所について、事例等を交えて学ぶことができて、大変有意義な時間でした。グループ研修では他のメンバーと意見を出し合い、答弁書と調停申立書を作成しました。中立な立場による筆界の探求と、依頼者の利益を考えて動くADRとでは考え方の切り替えが必要であることに気付かされました。各人の主張、要点の整理から始まり、通常業務とは異なる視点での結論の導き方が必要であり、正解のない難しい作業でした。このような形で他の土地家屋調査士のメンバーと意見交換ができたことは、私にとって大変貴重な時間となりました。集中講義では、各グループが試行錯誤して作成した答弁書、調停申立書について弁護士の先生による講評が行われ、裁判を見据えて主張すべき箇所、記載に際して注意を要する箇所等について指摘がありました。

考査まで終えてみて、結果として非常に良い研修だったと感じております。「境界」という言葉に含まれる意味において、筆界、所有権界及び占有界について時効取得も絡めて法解釈を学べたことで、現地での立合いの際に幅広い視点を持った対応ができるようになったと思います。今回の研修で学んだ知識・経験を活かして、紛争を未然に予防できるような説明を心掛け、土地家屋調査士としての今後の業務に活かしていきたいと思います。

∞　全国土地家屋調査士政治連盟　∞

新たに明記された使命と地方自治

全国土地家屋調査士政治連盟　副会長　　馬場　幸二

4年前より私は、全国土地家屋調査士政治連盟の役員をしております。最初に東京に行った時、新しい土地家屋調査士法の使命規定の条文を目にいたしました。

お世辞ではありませんが、とても良い文章であると思いました。さらに司法書士の使命規定とは違って「この法の定めるところにより」が書いてありません。

土地家屋調査士法の大まかな変遷を、少し書いてみます。

昭和25年の土地家屋調査士法（目的）第一条は、

「この法律は、不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項の正確さを確保するため、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることを目的とする。」であり、その後、

昭和54年から我々が慣れ親しんできた（目的）第一条は、

「この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。」でありました。

今回、令和2年に（目的）が（使命）になり、「筆界を明らかにする業務の専門家として」が加わり「不動産に関する権利の明確化に寄与し」で、なんと「もつて」の後が「国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」であるとなっています。

業務を通じて社会に貢献していく姿が評価されたものであり、将来は国民から、更に期待される職業となるべきだと、示唆しているものと感じています。

当時、我々全調政連役員も、土地家屋調査士法改正のお願いで国会議員会館を訪問させていただいたことを思い出します。

さて、私が登録した昭和60年には1,302,361件（昭和61年版第1回登記白書）だった土地の分筆登記申請数は、土地家屋調査士白書2022によると令和2年には337,816件まで減少し、更に年々減少し続けている状況であります。

また、似たような数字割合では昭和60年の受験者数が15,534人だったのが令和2年には3,785人まで落ち込んでしまっています。現在は受験者数4千人台まで回復していますが、同じく35年の経過で25％まで減少してしまっています。

分筆登記申請数だけでの、極端な比較かもしれませんが、仕事が少なくなると人気もなくなり、組織も衰退してしまいます。

さらに、我々組織の年代構成も、昭和61年には50歳までの会員は70％だったのが、受験者数の減少の影響が大きいと思われますが、現在では50歳までの会員は、50％以下となっています。年代構成でも60歳代70歳代も増えていますし、組織の高齢化と昔からいわれています。しかし、経営者である土地家屋調査士は年齢が高いかもしれませんが、雇っている補助者や社員は若い人が多く、地方でもしっかり仕事をしなければなりません。地元に密着した我々小規模事業者は、地方での質のいい仕事を増やしたいと、願っております。

私も、皆様も地域住民としての生活こそが主要な生活であり、基本的で共通な法的諸制度をつくる国会活動などは縁遠いと、感じておられるかもしれません。

また、皆様も空き家対策や狭あい道路解消などで、地方自治に参画されておられると思いますが、防災・減災、国土強靱化のための「狭あい道路解消」といっても地域により、大きく温度差がある状況があります。

地域が衰退すれば日本も衰退いたします。地方公共団体内の人口は様々で、現在では千三百万人から数百人まで様々な規模の自治体となっており、「地方分権改革」「三位一体の改革」といっても、憲法にもある地方自治の確立は、なかなかできていない現状です。どんなに小さな自治体でも、災害時の避難道路も緊急車両が通行可能な道路も必要です。

現在、全調政連では、狭あい道路解消のための国の予算の増額と全国共通の統一的な制度・基準の策定を要望しております。

全調政連といたしましても、土地家屋調査士制度の将来像を描くに当たり、自主的、自律的な機能を身に着け、皆様と一致団結して、明るい土地家屋調査士の進むべき道を示していかなければなりません。皆様も、地元で多いに地方自治に参画され、国民生活の安定と向上に資するため、業務量を増やす活動でも、是非後押しをお願いいたします。

令和４年度
中国・四国ブロック協議会合同研修会

日時：令和４年11月18日、19日
会場：ホテル広島ガーデンパレス

― 研修１日目 ―

調査士業務に関連する法律問題（筆界確認書作成業務、及び業際問題）

講師　広島県土地家屋調査士会 顧問弁護士
田中　陽氏

第１部　筆界確認情報について

令和４年４月14日法務省民二第535号通達により筆界確認情報を下記の取扱いとしている。

① 現地復元性を有する登記所備付地図又は地積測量図等の図面が存在する場合には、原則として筆界確認情報の提供を求めないものとする。

② 筆界確認情報の提供等を求める必要がある場合であっても、求める筆界確認情報は、登記官が筆界の調査及び認定をするために必要な最小限の範囲のものに限るものとする。

③ 上記①及び②に係る取扱いの詳細については、別途定める「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」によるものとする。

同通達は隣接地所有者の協力が得られないなどして筆界確認書の作成が困難となることが、円滑な不動産取引の阻害要因となっていることを踏まえ、筆界確認書の提出を不要、若しくはその提出を最小限の範囲に限ることにより、不動産取引の活性化を目指すものということができる。

本研修会では、筆界概念、及び、筆界確認書の意義等を再確認した上で、同通達、及び同通達において別途定めるとされた「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」（令和４年４月14日付け法務省民二第536号依命通知、以下「本件依命通知」）の内容を検討することを目的としている旨の説明があった。

まず、筆界の法的位置づけとして

① 筆界とは平成17年の不動産登記法改正において、従来の境界概念を不動産登記法上明確に定めたものであるが、同改正法によって新しい概念を創設したものではない。

② 登記時点で形成された筆界は不動であり、合意によって変更しうる所有権界とは異なる。よって、調整して妥協すべきものではない。

不動である筆界について、なぜ筆界確認書が実務上求められているのか？それは、地積更正等の登記申請に添付する地積測量図の作成において、前提として筆界が明確に確認されている必要があるためである。

また、隣接土地の過去の所有権の登記名義人との間で作成していた筆界確認情報について本件依命通知では、過去の筆界確認書には、誤認が含まれている可能性が否定できないとして、筆界確認書の作成

が過重な負担となる場合を除いて、筆界確認書の作成が必要であるとしている。なお、筆界確認書の作成に際しては、実印の押印と印鑑証明書の添付は不要とされた。

最後に、本件依命通知は、登記申請における筆界確認書の必要性について検討するものであって、現地における調査の必要性自体が変わるわけではないことを留意点とされた。

第2部　土地家屋調査士の業務と弁護士法第72条の規制について～業際問題～

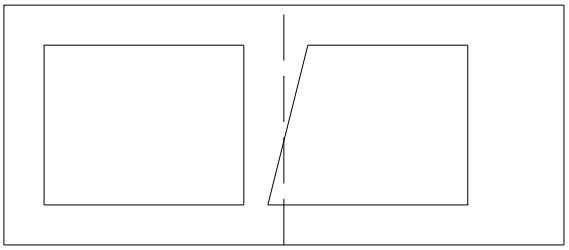

甲地
所有者A

乙地
所有者B

（地上建物も同一所有者）

事例1　土地家屋調査士Xは、Aから甲地の境界確定の委託を受け、測量を実施したところ、隣接地所有者B所有の乙地建物が境界線を越境していると判断した。XはBが境界確認に応じる場合には、Aとしても、将来の建替等乙地建物取り壊しの際に境界線まで引き下がることで了解し、現状を直ちに変更することまでは求めないが、Bが同境界確認を拒否する場合には、Aとしては、境界越境部分について、建物を撤去してもらうことになる旨を伝えた。

・Xの申入れに関する問題点は何か。

土地家屋調査士法第3条において、境界不明を原因とする民事紛争の解決手続の代理やその相談については、認定土地家調査士に限り可能であり、かつ、代理業務は弁護士との共同受任となっている。また、弁護士法第72条では、「弁護士でない者は、一般の法律事件に関して、法律事務を取扱い、又はこれらの周旋を業務とできない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」旨定められている。土地家屋調査士法第3条の規定は弁護士法第72条における他の法律に別段の定めがある場合に該当するが、土地家屋調査士法第3条に認められている範囲を超えて紛争問題に関与した場合には、弁護士法第72条に抵触することになる。

冒頭の事例1、越境部分については民事紛争となるため、相手方Bとの交渉等は業際問題に発展してしまう。しかし、Xが認定土地家屋調査士であれば依頼者Aからの相談や解決に向けての助言等が可能となる。

土地家屋調査士の行える業務内容は土地家屋調査士法第3条に記載のとおりであり、親切心からのサービス業務が業際問題となり得ることに対し、改めて土地家屋調査士法第3条を確認し自分たちの業務範囲を認識することが大事である。

― 研修2日目 ―

ローコストGNSS機器による民間等電子基準点への登録方法等について

講師　広島県土地家屋調査士会 常任理事
水津　英已氏

GNSS測量システムについて、測量メーカーによる高性能・高機能なシステムが販売されているが、他業界による低価格なGNSS受信機等を使用することにより、ローコストでのGNSS測量システムが導入可能であること、また、広島会HPの会員の広場では「ローコストGNSS測量システムについて」において導入手順等の詳細を載せている。

次に、GNSS基準局（民間等電子基準点）について、観測者がこのGNSS基準局を使用することにより、自前により準備が必要であった固定局用のGNSS受信機を省くことができる。このGNSS基準局を県内4か所に設置している。また、これらの基地局

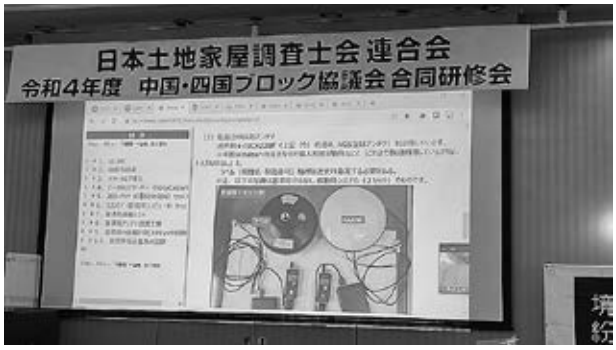

の観測データを利用することにより、RTK観測やスタティック、キネマティックの基線解析にも使用可能。ただし、原則として、地積測量図に記載できる既知点としては認められていない。

しかし、このGNSS基準局を国土地理院の民間等電子基準点(高精度な位置情報を提供している民間の電子基準点に対し国土地理院がお墨付きを与える制度)として登録することにより会員も安心して利用でき、また、この国土地理院のお墨付きをもって法務局と協議をした結果、広島会会館に設置してあるGNSS基準局(HC_Honkai)は地積測量図に記載可能な基準点(既知点)とすることができた。

2日間にわたりとても内容の濃い合同研修会でした。特に、今まで隣接業種とは考えられていなかった弁護士との間で、重複する業務が発生するようになっており、日頃の業務の中で何気なく行っていたことが業際問題に発展する恐れがある点に関しては、考えさせられると同時に、認定土地家屋調査士の有用性の高さを再認識することができた有意義な研修会であった。

広報員　中川秀幸(山口会)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和4年12月1日付

神奈川	3200	亀山	健
栃木	955	志部	專一
大阪	3431	臼井	敬明
愛知	3090	曽田美奈子	
福岡	2401	楠	誠司
沖縄	528	安慶名盛昇	
香川	742	高橋	憲幸

令和4年12月12日付

東京	8273	福西	貴道
静岡	1860	寺田	豊明
和歌山	449	中本	道雄
岡山	1423	田所	朋子
福岡	2403	田中	幹彦
青森	792	櫻庭	武志

令和4年12月20日付

千葉	2259	泰道	征憲
茨城	1504	加藤	健二
愛媛	887	矢野竜太郎	

登録取消し者

令和4年9月28日付

鹿児島	593	茂利	仁史

令和4年10月6日付

東京	7111	渡邊	松義

令和4年10月29日付

埼玉	1570	小池	修海

令和4年11月1日付

兵庫	1682	塩見	隆司

令和4年11月12日付

石川	653	家宅誠一郎	

令和4年11月18日付

千葉	1328	吉元	敏生

令和4年12月1日付

東京	5507	菅原	伸雄
千葉	1192	横倉	正治
福島	1316	菅家	俊朗
愛媛	458	町田	正智

令和4年12月12日付

東京	4235	岡村	高典
東京	6484	蒔苗	巖
東京	7308	柳澤	孝一
東京	7401	宮寺	靖
東京	7619	安田	實
東京	8118	山口	正志
神奈川	1564	吉井	敏男
神奈川	1907	大川	滋
神奈川	2145	濱田	博
神奈川	2477	中村	和夫
神奈川	2752	豊藏	康之
神奈川	2777	石川	雅子
神奈川	3126	坪井	宏敏
埼玉	2675	松本	壮巨
千葉	1392	内田	宏
千葉	2208	柳田	健吾
茨城	1014	木村	睦
静岡	1818	宮島	隼
大阪	2077	兒山	成司
大阪	2118	下角	訓司
大阪	2403	野々山	整
大阪	2465	西尾	宏
大阪	2855	水野	浩
京都	669	西澤	茂
奈良	270	辻	博嗣
滋賀	168	藤井	清
滋賀	261	成宮	文雄
愛知	1090	松浦	英生
愛知	2887	足立竜之介	
愛知	2993	坂口	修一
広島	1189	棟久	弘毅
広島	1590	吉田	康之
広島	1795	池田	淳
佐賀	450	中島基比古	
宮城	606	幸谷	徹
宮城	678	石田	英光
宮城	728	引地	久和
福島	1274	伊藤	康二
福島	1389	西槙	芳智
福島	1468	竹田	安代
札幌	875	沼	孝二
愛媛	872	川原	勉

令和4年12月20日付

埼玉	1083	亀井紘一郎	
埼玉	2255	元神	弘史
長野	2048	新原	勝
大阪	3252	西田	純康
広島	1165	松本	茂子
島根	388	星野	弘
佐賀	482	原田	信介
大分	576	工藤	武夫
岩手	1054	中村	博志

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和4年12月20日付

神奈川	3162	浅場	義彦

筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会
業務支援システム 調査士カルテMap

住宅地図・ブルーマップ 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき 地図印刷！

地図上で事件簿 管理ができます！

SIMA図示や 多彩な地図検索！

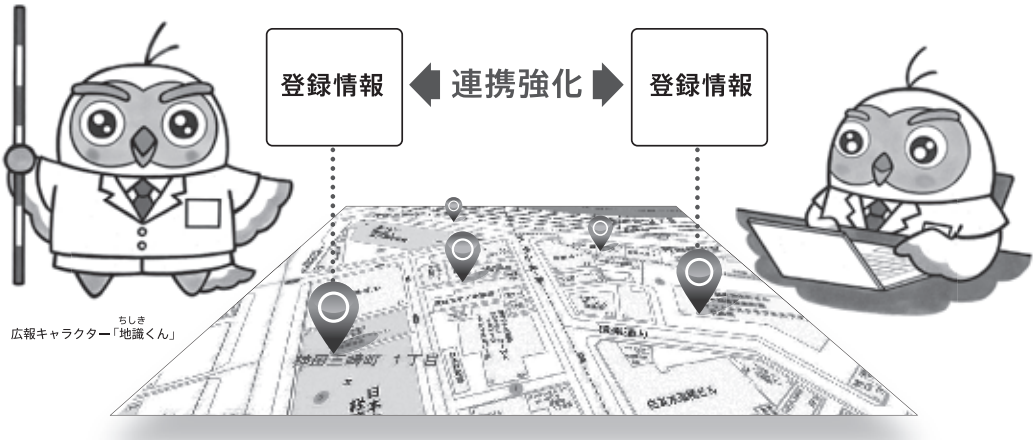

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

地図機能について

「調査士カルテMap」では、以下地図機能のご利用が可能です。

住宅地図の表示

ブルーマップの表示

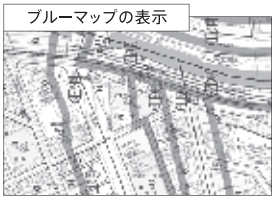

用途地域の表示

SIMAデータの取り込み

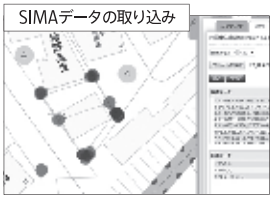

住宅地図全国閲覧可能

ゼンリン住宅地図を全国閲覧できます。また、ブルーマップ（ゼンリン保有地区のみ）も同時に閲覧できるため、地番での位置確認が簡単にできます。

地図上で事件簿管理が可能

調査情報・関連書類を地図上に登録可能なため、事件簿の一元管理ができます。登録したデータをCSV出力することで年計表作成にも役立ちます。

よくあるご質問

Q 「調査士カルテ Map」を契約するための条件などはありますか？

A ご契約には土地家屋調査士の資格を有している必要があり、「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要です。

Q 「調査士カルテ Map」を利用するために ソフトウェアのインストールは必要ですか？

A サービス専用のソフトウェアをインストールする必要はありません。通常のインターネットで Web ページを閲覧するように、Web ブラウザを通して当サービス URL からご利用いただけます。

Q 登録できる情報はどのようなものがありますか？

A 登録できる情報は、大きく以下の４つに分類されます。

1．調査基本情報 ……調査位置や地番、業務内容などの調査に関する基本的な情報
2．事件簿情報 ……受託番号や金額などの事件簿に記載する情報
3．調査ファイル情報 ……申請書や調査図面などのデータファイル
4．その他所有情報 ……登記所や自治体、申請者から受領した情報
（システム上ではチェックボックスで情報有無のみ登録）

※情報公開範囲について：登録情報の業務分類によって異なります。詳しくは連合会 HP「会員の広場」→「調査士カルテ Map」紹介ページをご確認ください。

Q セキュリティ面は問題ありませんか？

A 個人情報漏洩対策として、SSL 暗号化通信を利用しています。

全国閲覧可 月額3,300円（税込） お申し込み月の**月末まで無料期間**をご用意しております ＜ 無料で利用できる期間をご活用ください！

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会

◀連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック

【お問合せ】
日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

調査士カルテMap通信

「調査士カルテMapに関する統計データ」

日本土地家屋調査士会連合会

土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテMap」は、令和4年12月1日時点で2,188名が利用しています。今号では、調査士カルテMapの利用に関するデータを紹介しますので、今後、所属する土地家屋調査士会等において、研修会が実施された際に参加を検討する一助になれば幸いです。

調査士カルテMapは、正式にリリースしてから約5年が経過したシステムでありながら、解約率は約4％と非常に低い数字であり、いかに一度利用していただくと業務の支えになるのかを実感できる機能を備えています。土地家屋調査士会等において実施されている調査士カルテMapの研修会では、一定の期間、無料で調査士カルテMapを利用する機会もありますので、こちらも活用してみてください。

令和4年の入会者数及び入会率

入会者			入会率		
1位	福岡会	14名	1位	熊本会	4.04％
2位	埼玉会	13名	2位	釧路会	4.00％
2位	兵庫会	13名	3位	岩手会	2.89％
4位	東京会	12名	4位	愛媛会	2.70％
5位	熊本会	11名	5位	三重会	2.34％

年代別入会者数

20代	2名	60代	387名
30代	172名	70代	144名
40代	658名	80代	20名
50代	651名	90代	6名

令和4年に調査士カルテMapの研修会を実施した調査士会

	研修会以降に入会した人数	研修会の実施時期
京都	3名	7月
大分	3名	7月
鹿児島	4名	8月
岐阜	7名	9月

利用頻度の高い機能

1位	住所検索	毎日、登録者の約45％が利用しています
2位	印刷	毎日、登録者の約40％が利用しています
3位	ブルーマップの表示	毎日、登録者の約20％が利用しています

今回は、土地家屋調査士会における利用者数や研修会実施の有無などに焦点を当てた情報をお知らせしましたが、今後も、本誌において様々な情報を発信していきますので、ご覧いただくとともに、要望などがございましたら、日調連ウェブサイト会員の広場内に設置されている「調査士カルテMap掲示板」からお寄せください。

※上記は、令和4年12月1日現在の統計データです。

国民年金基金

国民年金基金には是非加入しよう

山形会　　菅原　淳

山形会の菅原といいます。昭和33年戌年生まれのB型、東京タワー竣工の年に生まれました。現在は64歳で山形会副会長、日調連理事（総務部次長）の役職におります。

趣味はテニスといっておりますが、10日に1回程度しか今はプレイできていないのが悲しいです。

テニス歴はすでに40年を超え、始めて10年ほどまでは少しずつ成長がありましたが、その後はほとんど現状維持、ここ10年は動きが遅くなったせいかどうも下降気味です。

目標は70歳でも動ける身体を持っていることと、強いサーブが打てる肩を維持することです。

土地家屋調査士会への入会から33年が経過しました。もう大ベテランと言われる年代です。

事務所は父が司法書士を開業した際に建てた事務所で、築40年の建物を承継して使っています。

現在は妻が補助者となっており、登記申請、図面作成を除いては、電話の対応、書類作成、税務申告等をすべてやってもらっています。立会の際に女性の土地所有者がいる場合は同行してもらい、かなりの戦力になってくれています。

国民年金基金について今思うことは、国民年金基金ができた際に割り当てられた生命保険会社の担当者がすごく熱心な方で、説明もとても分かり易かったことを覚えています。

なんといっても掛金が所得控除となることが魅力で入ることを決心しましたが…お金大丈夫か？

私だけ入ろうと考え、いろいろと相談し、今払えそうな掛金で入ろうとしましたが、「ご本人が死んだら奥様には国民年金しか無いですよ。」とまたまた説明を受け、補助者である妻も加入できるのであれば、妻もなんとか加入しようということになりました。

加入時は43歳、子供も小さく子育てにはお金がかかるし、将来の教育費も貯めなきゃならないし、あまり余裕のあるお金がありませんでした。

国民年金と国民年金基金をあわせると月々6万円ほどになりました。

この掛金を18年間も払い続けることができるかと、心配しながら、毎年ぎりぎりでしたが払い続けることができました。

確定申告の際は、所得からの控除額が大きいので非常に助かりました。税金も抑えられたのでかなりの恩恵を受けたと思います。

ここに投稿している人すべてが言っていますが、まだ未加入の方には、是非とも加入してほしいと感じています。最初は少額で入り、余裕ができたら増額も可能かと思います。

令和5年はついに年金をいただく年になります。毎年毎年早くもらいたいなどと、ずっと考えていましたが、いよいよ間近に迫りました。楽しみでもあり、また、健康体で長生きしなければと意識します。

趣味と、令和3年に生まれた孫の成長に使おうかなどと思いを巡らしています。

ありきたりの言葉ですが、過ぎてしまうとホントあっという間ですね。

仕事も恋愛も年金も、手遅れにならないよう早めの対処が肝心ですよ。

国民年金基金のご案内

―不確実な将来に、今、備える―

今と老後にプラス

ダブル **Wの税制メリット**

掛金は
全額社会保険料控除の対象

給付は
公的年金等控除が適用

国民年金加入者（第1号被保険者）の年金給付は、
厚生年金加入者（第2号被保険者）と比べ一般的に少なく、
人生100年時代に向けて一層の自助努力が求められています。

●国民年金基金とは

法律（国民年金法）に基づき、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする積立方式の**「公的な年金制度」**です。

国民年金基金のおすすめポイント　～節税しながら老後に備える～

1 税制上の優遇措置

掛　金　掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり**所得税、住民税が軽減**されます。
（掛金上限額（816,000円／年）まで控除対象）

年　金　受け取る年金にも**公的年金等控除**が適用されます。

遺族一時金　遺族一時金は全額が**非課税**となります。

キャンペーン実施中！
1～3月ご加入の方に
クオカード3,000円進呈！

2 生涯にわたる給付

人生100年時代に向けた**「終身年金」**が基本です。

3 ご家族及び補助者の方も加入可能

同一生計のご家族の掛金も負担した方の社会保険料控除の対象となる税制面のメリットがあります。
補助者の方の雇用確保の観点でご活用されているケースもあります。

国民年金基金に加入できる方

- ●20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- ●60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

※基金掛金は年金額が同じなら年齢が若いほど低く設定され、加入後も変わりませんので、
お早めのご加入がお得となります！

お問合せは下記の基金事務所へどうぞ

全国国民年金基金 **土地家屋調査士支部**

お電話 **0120-137-533**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2階

ポイント　HP上でもシミュレーションや
加入申出のお手続きができます！

ちょうさし俳壇

第453回

「針供養」　深谷　健吾

待針の色のとりどり針供養
天守まで香りとどきて梅日和
折れ枝の皮一枚で野梅咲く
床の中より指図して春の風邪

当季雑詠　深谷　健吾　選

締めくくる思ひの投句年惜しむ　茨城　島田　操
歩みきし発句の人生冬うらら
年賀状に「今年限り」と記す勇気
日向ぼこしながら迷句評し合ふ

神留守を預かる巫女の閑暇かな　茨城　中原ひそむ
風の便りなくて過ぎ行き山眠る
逝く秋や白内障は末期とか
トンネルを出ればみちのく冬の景

着ぶくれてエレベーターを狭くする　山形　柏屋　敏秋
アルバムの褪せた写真や年惜しむ
九九算を孫と唱へる柚子の風呂
アパートの隙間風来る冬の朝

ふるさとの山くろぐろと眠るごと　兵庫　小林　昌三
きれぎれに鐘の音とどき山眠る

草萌の丘の野原に遊ぶ子ら　東京　関　雅己
日面も影も大地や下萌ゆる

今月の作品から　深谷　健吾

年賀状に「今年限り」と記す勇気　島田　操

「年賀状」とは、新年の季語「賀状」の傍題。元日、年賀状の配達されるのを待つ気持ちはたのしい。賀状の中には、古い友人の名を見出したり、思いがけぬ人からの賀状を受けたり、意外の喜びを覚えたりする。中には年に一度、無沙汰の詫びを兼ねたものもある。提句の眼目は、「今年限り」と記す勇気のフレーズである。高齢等の理由による「終活年賀状」「年賀状じまい」は、年賀状だけに一大決心の勇気が必要か。その心情を詠み込んだ見事な一句である。

神留守を預かる巫女の閑暇かな　中原ひそむ

「神留守」とは、冬の季語「神の留守」の傍題。陰暦十月には、日本中の神々が出雲の国へ旅立たれて、神社はどこも神が留守であるという意味。季節的には、木々が落葉し、何となくあたりが寂しい感じの時であり、神域も寂寥として侘しい感じがする。提句は、巫女さんに焦点を当てた一句か。神留守の神社を預かったものも、日ごろ華やかで働く姿もなく正に閑暇である。神社の情景と巫女さんの情況の漂う寂寥感をたっぷり詠み込んだ佳句である。

着ぶくれてエレベーターを狭くする　柏屋　敏秋

「着ぶくれ」は、冬の季語。冬は寒気を防ぐため、着物を重ねて着る。それを厚着とも重ね着ともいい、体がふくれて見えるのを着ぶくれという。年寄りの厚着はいかにもふさわしいものだが、若い人の着ぶくれは様にならないし、情けない感じがする。寒気の厳しい地方の着ぶくれた姿には、寒さに抗する生活者の実感がある。エレベーターと着ぶくれの新旧の対比による俳諧味のある素晴らしい時事俳句である。

ふるさとの山くろぐろと眠るごと　小林　昌三

「山眠る」は、冬の季語。冬の山が物寂しく、静まっているようすをいう。春は、「山笑う」夏は「山滴る」秋は「山装う」冬は「山眠る」と形容されている。山を擬人化した表現がユーモアもあり、よく冬山の感じを出している。提句の故郷の山は雪なき地方の山か。雪山の白に比して、「くろぐろと」のフレーズが妙。季語の「山眠る」をばらしての表現に工夫がなされいる見事なごとく俳句である。

日面も影も大地や下萌ゆる　関　雅己

「下萌」は、春の季語。草萌ともいうが、草萌とは草の方に、下萌は下、つまり地に重きをおいた言葉。早春、まだ冬枯れの大地から草の若芽が萌え出すと路傍も庭も野原も、春の訪れたかのようである。下萌はそのような季節の感覚を明瞭に表現する季題である。「下萌」の季語を用いて日面も影も大地へとのリフレインにより、春待つ心情を詠み込んだ佳句である。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

三井住友海上は、安心と安全の提供を通じて、
持続可能な社会の実現に取り組みます

SDGsで未来を照らす

社会課題の解決に向けたSDGs取組

地球環境との共生

脱炭素社会への移行や自然資本・生物多様性の保全・回復に資する商品・サービス、気候変動への適応策の提供を通じて、自然と調和した経済・社会を目指します。

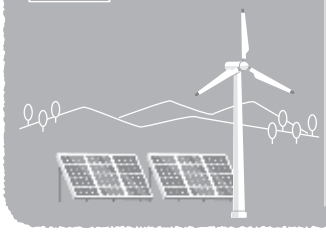

革新的テクノロジー

自動運転や社会のＩｏＴ化に伴うサイバーリスクの発現を未然に防止する商品・サービスの開発や新しい産業創出に伴うリスクに対するソリューションを提供します。

強靭性・回復力

社会インフラの老朽化や災害に強いまちづくりに対して、データやＡＩを活用した防災・減災の提案、早期復興対策など新たな価値を提供します。

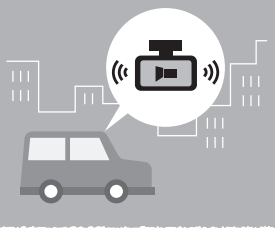

包摂的社会

誰もがアクセスしやすい商品・サービスの提供や、バリューチェーンまで含めた人権課題への対応、ダイバーシティ&インクルージョンの推進などに取り組みます。

MS&AD 三井住友海上

三井住友海上は、レジリエントでサステナブルな社会※をめざします。
※外部環境にしなやかに対応する、持続可能な社会

東京会

「特集
とちかおく調査士なんでもQ＆A」

『とうきょう』第621号

今号から始まった新企画。本誌読者である土地家屋調査士から寄せられた悩みやトラブルの解決方法を徹底解説します。記念すべき第一回目の今号では、完了できない確定測量とその報酬の回収についてのご相談です。

完了できない確定測量の報酬請求及び報酬未収金の回収方法

Q1

私が現在の地主Aから境界確定測量の依頼を受けました。業務委託契約書等は締結せず、見積書を提出し作業に着手しました。（地主Aは買主Bに土地を売却する契約を結んでいるそうで、その契約の中で引渡時までに境界確定が未了の場合は、ポスクロ（※ポストクロージング）とする契約となっているそうです。ただし、その契約内容は作業開始時点で当方には特に知らされていませんでした。）

境界確定測量を進めていく間に地主Aは買主Bに土地を引き渡したので、そのまま買主Bの土地の境界確定測量の作業を継続しました。

ある時、隣地所有者が境界確定業務に協力的ではなく不調（境界未確定）となりました。その旨を買主Bに伝えると「地主A（売主）との売買契約の中で、ポスクロではあるものの境界確定測量を完了させる義務が定められているはずだ。どうにかして確定測量をせよ」とのことでした。

隣地所有者が境界立会を拒絶しているなかで、私に買主Bに対して境界確定測量を完了させる義務があるのでしょうか。境界確定測量が完了しなくても作業を終了して地主Aに作業した分の費用を請求できますでしょうか。

※ボストクロージング：不動産の売買決済後に、お互いまたはその一方が義務を履行すること。

A1

- 業務委託契約書がなくとも、見積書を提出し応諾のメール等がある又は境界確定業務について依頼主がすべき行動をとった場合（官民申請書への押印等）は契約が成立しているといえる場合が多いでしょう。（民法522Ⅰ・Ⅱ）
- 土地家屋調査士は買主Bに対して確定測量業務を完了させる義務はないと考えます。地主Aと買主Bの間の売買契約に基づいて買主Bに対して確定測量を完了させる義務を負っているのは地主Aであり、土地家屋調査士

は契約の当事者ではないからです。確定測量業務を完了できない場合、地主Aの債務不履行となり地主Aは買主Bから損害賠償を受ける可能性があり、土地家屋調査士は地主Aから確定測量業務を完了できないことについて損害賠償を請求される可能性があります。もっとも、隣地所有者の協力を得られなかったことについて特に落ち度がなく、ほかにも特に対応に問題がないのであれば、確定測量業務を完了できなかったことについて故意や過失がないのでこれに応じる必要はないでしょう。ただし、仕事が完成していない確定測量業務を完了できなかった部分に対する報酬の減額には応じる必要があると考えられます。とはいうものの、地主Aから訴えられるというトラブルに巻き込まれる可能性を減らすため、業務委託契約書等で、土地家屋調査士の責に帰すべき事由以外の事由によって業務を完了できなかった場合には、業務を完了できなかったことにより依頼者に発生する損害について責任を負わない旨の条項を入れておくことが望ましいでしょう。

●詳細を規定した業務委託契約はありませんが、民法634条に基づいて、仕事を完成できた部分については報酬請求が可能であると考えます。協力を得られなかった隣地所有者との関係で費やした費用については、特段の取り決めがないため、請求することは困難であると考えます。

(回答 第一東京弁護士会 A·Y先生)

[タイトルロゴ・イラスト:わたなべはな]

編集だより

編集だよりを書いているのが新年明けて5日目の午前、明日から仕事始めというのんびりした空気感漂う自宅の書斎である。書斎といってもペンや紙の類はほとんどない。普段はメインのMacbook（やMacmini）でキーボードをカタカタ鳴らしているのが常である。

そこに昨秋購入したiPadProが加わったことで変化が生まれた。それはApple Pencilで電子ノートに手書き文字を綴るというスタイルだ。20年前に愛用していたPalm Pilot（パームパイロット）からの進化に驚きつつ、そのなめらかな書き心地に酔いしれている。とにかく思いついたこと、忘れそうな約束をメモすることだけでも楽しい。まあ、メモしたことを忘れるのはしばしばであるが。

さて本号の「事務所運営に必要な知識改正個人情報保護法と土地家屋調査士業務」は、我々土地家屋調査士が通常業務において留意すべき点が丁寧かつ分かりやすくまとめられている。編集だよりから読み始めた方は是非ともページを遡って目を通していただきたい。

広報部理事　中山敬一（兵庫会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円
1年分　1,200円
（送料別）
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　岡田　潤一郎

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社